

通知預金

令和3年4月現在

1. 商品名 (愛称)	・通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。 ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時解約(払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前迄にご通知が必要です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0258-37-5430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる 事項	・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます)

長岡信用金庫